

## 三田市手話施策推進協議会の概要について

### 1. 協議会の目的

平成29年4月1日に、手話が言語であるとの認識に基づき、お互いの人権を尊重し、安全で安心して暮らせる共生社会の実現をめざした「三田市みんなの手話言語条例」（以下「条例」という。）が施行されました。

市では、条例第7条の規定に基づき、手話に関する施策の推進方針やその実施状況、見直しについて意見を聴くための「三田市手話施策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

### 2. 協議会の役割

市が策定した手話に関する施策の推進方針の実施状況や見直しについて、意見を述べていただきます。

市は、下記の事項を施策の推進方針として策定します（条例第6条）。

- ① 聴覚障害者の理解促進に関する事項
- ② 手話に対する理解及び普及に関する事項
- ③ 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- ④ 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 3. 協議会の委員構成

協議会は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者の10人以内で組織します（条例第7条）。

### 4. 協議会の開催

年2回程度開催します（2時間程度）。

今回は、令和4年5月～6月頃に開催する予定です。